

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	廣 兼 志保
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 大正後期の体操科における「体育ダンス」の研究 - フォークダンス教材とナチュラルダンス教材からの考察 -			
論文審査担当者 主 査 教授 木原 成一郎 審査委員 教授 樋口 聡 審査委員 教授 松尾 千秋 審査委員 教授 木村 博一			
〔論文審査の要旨〕 本研究は、1919(大正 8)年に日本に紹介されて以降、1926(大正 15)年の改正学校体操教授要目における「行進遊戯」領域の「教材」としての採択に至るまでの「体育ダンス」を研究の対象とする。「体育ダンス」は体育のために教材化されたダンスの総称である。本研究では、1919年から1926年までを大正後期と呼ぶこととする。 本研究の目的は、大正後期の体育指導者達が、どのような体操科の改革課題を解決するために、体操科の教材としての運動の内容を「体育ダンス」の導入によってどのように改革しようとしたかを、具体的なダンス教材の分析を通して明らかにすることである。 大正期の体操科においては、人間の本能に立脚したより自然で自由を尊重する内容構成への改革の機運が高まった。そのような状況下で体操科の「行進遊戯」領域の「教材」に「体育ダンス」は導入された。しかし、先行研究において、体操科への「体育ダンス」の導入に関わって、どのような改革課題を背景に運動の内容の改革が求められていたか、という観点からの考察は少なく、具体的なダンス教材の分析は行われていない。 本研究の本論は、第1章から第4章により構成した。第1章では、大正後期の体操科において、①運動面の改革課題として「気力を練磨する材料」「巧緻練習材料」「全身運動」「弾力性支配力を養成する材料」「脚の運動」「複合運動」を増加することが示され、②学習者の心身の発育や主体性を尊重する立場からの改革課題として、「面白味のない」「号令命令による」「厳格な」「受動的な」「体操」の教材と指導法の欠点を補うための「遊戯」や「競技」の教材の増加が示されたこと、を明らかにした。次に、それらの課題を解決するため、「巧緻練習材料」と「弾力性支配力を養成する材料」であるとともに、学習者の興味を喚起し自発的な運動を促す教材であるとして「体育ダンス」が推奨されたことを明らかにした。また、「体育における審美的な心身の育成」という主張のもとで、当時の体育指導者である荒木直範が、体育の目標を個人の人格形成に資するものとして構想し体操科の目標に新たな一面を提示して、男女両性に「体育ダンス」を指導しようとしていたことを指摘した。 第2章では、当時の体育指導者達の「体育ダンス」全般に関する教材観、なかでも、「体育ダンス」の目的、名称の意味と命名の経緯、運動の特性からみた教育的価値、種目とその変遷、運動の特性からみた教材配当の考え方、を明らかにした。そして、それらの主張が体操科の改			

革課題にどのように対応しているかについて考察した。当時の体育指導者達によって律動運動の効用と運動による心身の審美的な育成に新たな教育的価値が見出され、学習者の興味や身体の発達に応じた「体育ダンス」教材配当の標準が提案されていたことを指摘した。

第3章と第4章では、運動分析や楽曲分析の手法を用いて、典型的なダンス教材に用いられた歩法、動作、姿型、動きの特徴を明らかにした。そして、その結果が、第1章で明らかにされた体操科の改革課題とどのように対応しているかを考察した。さらに、「体育ダンス」におけるフォークダンス教材とナチュラルダンス教材がそれぞれどのような演舞技法を継承し、新たに導入したかについて考察した。第3章では、「体育ダンス」の中心的な種目であり、リズムによって動く楽しさを主眼とし学習者の興味を喚起する教材として、朝輝記太留が導入したフォークダンス教材を分析した。その結果、フォークダンス教材には、体操科の教材の内容の改革課題のうち<「脚の運動」「全身運動」「弾力性支配力を養成する材料」「巧緻練習材料」の増加>に対応する内容が含まれていたことを明らかにした。また、ダンス教材における運動のリズムと音楽のリズムの構造の分析から運動と音楽の質感の特性を明らかにした。それらの特性が「体育ダンス」に内在する運動の面白さとなり、学習者の興味が喚起されたのではないかと推察した。大正後期に新たに紹介されたフォークダンス教材には明治後期に導入された歩法が多く用いられる一方、複合的な歩法が新たに導入されていたことを明らかにし、これらのダンス教材や歩法が、1926年改正の学校体操教授要目の「体操科教材ノ配当」表と1936(昭和11)年の第2次改正学校体操教授要目の「教材配当表」の内容に採用されていたことを示した。

第4章では、自然な運動による自己表現を目指し審美的な心身を育成する教材として、荒木直範によって導入されたナチュラルダンス教材を分析した。その結果、ナチュラルダンス教材には体操科の教材の内容の改革課題のうち<「脚の運動」「全身運動」「巧緻練習材料」の増加>に対応する内容が含まれていたことを明らかにした。荒木が創作したナチュラルダンス教材とアメリカのダンス指導書の内容を比較した結果、彼が創作したナチュラルダンス教材には、アメリカのエセティックダンス教材とナチュラルダンス教材とフォークダンス教材の歩法や姿型が用いられていたことを明らかにした。また、それらの歩法や姿型が、1936年の第2次改正学校体操教授要目の「教材配当表」の内容に採用されていたことを示した。

終章では、大正後期の体操科の改革課題を当時の体育指導者達が「体育ダンス」の導入によってどのように解決しようとしたかについての考察を、<体操科の新たな目標の提示と男子への教材の配当の拡大><新たな教材の選択と教材配当の提示><運動面における改革課題への対応と演舞技法の継承発展>の3項目にまとめ、最後に本研究に残された検討課題を示した。

本論文は、以下の2点で評価できる。

第1に、従来の研究では明らかにされてこなかった大正後期の「体育ダンス」の欧米からの紹介、さらに制度への導入の事実について、荒木直範や朝輝記太留等の新たな文献資料を用いて具体的なダンス教材の分析を通して明らかにした点である。

第2に、運動分析や楽曲分析の手法を用いて、歩法、動作、姿型、動きの特徴を明らかにすることで、大正後期に導入された「体育ダンス」が体育指導者の求めていた体操科の改革課題に対応するとともに演舞技法を継承発展させた事実を実証した点である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成26年2月10日